

令和8年度 多摩川河川敷（登戸地区）におけるにぎわい創出等の新たな利活用に向けた 社会実験に関する事業協定書

川崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和8年度 多摩川河川敷（登戸地区）におけるにぎわい創出等の新たな利活用に向けた社会実験（以下「社会実験」という。）の実施に
関し、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本協定は、多摩川河川敷（登戸地区）において、令和10年度以降の長期間の民間事業者等の
活力導入を見据え、継続的にゴミの不法投棄等の課題解決を図るとともに、地域の方々と連携を図り
ながら様々な利活用を実施し、効率的・効果的な管理運営、地域活性化や持続可能な水辺のにぎわい
を創出するため、甲及び乙が共同して実施する社会実験に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施期間 乙が社会実験を行う期間として甲が定めたものをいう。
- (2) 関係法令等 地方自治法（昭和22年法律第67号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、
河川法（昭和39年法律第167号）、都市公園法（昭和31年法律第79号）、川崎市都市公園條
例（昭和32年条例第6号）、その他の乙が行う社会実験に関する法令をいう。
- (3) 募集関係図書 甲が社会実験の公募に際して公表し、又は配布した募集要項、仕様書その他書類
の一切をいう。
- (4) 提案書類 社会実験の公募手続において、乙が甲に提出した提案書、その添付書類その他本協定
の締結までの間に乙が甲に提出した一切の書類をいう。
- (5) 設備等 社会実験の実施に当たり、乙が使用する設備をいう。
- (6) 不可抗力 甲及び乙のいずれの責めにも帰することができない暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、
地滑り、落盤、火災、第三者による不法行為その他自然的又は人為的な現象で通常の予測を超える
もの及びこれらの影響によって生じた交通手段の断絶、公共インフラの遮断等の事態が継続した状
態をいう。
- (7) 法令の変更 法令の制定及び改廃をいう。

（適用関係）

第3条 甲及び乙は、本協定のほか、募集関係図書及び提案書類に基づき社会実験を実施するものとす
る。ただし、本協定に特別の定めがある場合を除き、募集関係図書と提案書類の内容が抵触する場合
には、募集関係図書が優先して適用されるものとし、本協定の規定と募集関係図書又は提案書類の内
容が矛盾抵触する場合には、本協定の規定が優先して適用されるものとする。

（実施期間）

第4条 社会実験の実施期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、社会実験の
実施状況を踏まえ期間を変更する必要が生じた場合には、変更後の実施期間について、甲乙協議の上、
当該実施期間を変更することができるものとする。

2 本事業については、単年度ごとに事業協定書を締結するものとし、当該年度の事業の実施状況等を踏まえ、市と事業者の協議により、次年度（令和9年度）の事業協定を更新することができるものとする。

第2章 業務範囲

(甲の業務範囲)

第5条 甲の業務範囲は、次のとおりとする。

- (1) 社会実験の全体総括
- (2) 河川法に基づく一時占用による公有財産の提供（占用・工作物設置手続きを含む。）
- (3) 関係管理者（河川管理者、公園管理者、橋梁管理者、他の占用者）等との調整
- (4) 広報等による支援（川崎市ホームページ等）
- (5) 効果・課題等の検証
- (6) 新たなイベント等に関する実施可否の判断

(乙の業務範囲)

第6条 乙の業務範囲は、次のとおりとする。

- (1) 社会実験自体の運営主体
- (2) 敷地及び設置する施設・設備を含めた維持管理と社会実験終了後の原状回復
- (3) 事業の運営（利用の手続、料金徴収、事業に対する苦情対応等）
- (4) 利用者への周知・広報・利用率向上に向けた取組
- (5) 行政課題解決に向けた取組
- (6) 甲の必要とする各種データ（集計・加工を含む）の甲への提供
- (7) 満足度等に関する利用者へのアンケート調査の実施
- (8) 事業報告

(費用負担)

第7条 社会実験の実施に係る施設及び器材の整備、実施期間終了後の原状回復並びに社会実験の運営に関する費用は、全て乙の負担とし、甲は、一切の費用を負担しない。なお、社会実験の実施に係る土地の使用料は免除する。

(社会実験の変更)

第8条 乙は、社会実験の実施に当たり、次に掲げる事項の変更を行う場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得るものとする。

- (1) 利用方法
- (2) 提案書類に記載の設備等
- (3) 社会実験に派生する事業の実施
- (4) その他社会実験の実施に係る重要な事項

2 乙は、社会実験の実施に当たり、軽微な変更を行う場合は、あらかじめ書面により甲に届け出るものとする。

3 乙は、前2項の変更を行う場合、利用者に対し、適切な方法で変更内容について周知するものとする。

(関係法令等の遵守)

第9条 乙は、関係法令等に従って、社会実験を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、乙の役員若しくは社会実験に従事する従業員又はこれらの者であった者が、社会実験に関し、知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、社会実験の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても前項に規定する秘密の保持に関する措置を義務づけるものとする。また、論文等への掲載については、甲乙協議する。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、社会実験に関する個人情報の取扱いについて、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 乙は、川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号。以下「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の排除についての基本理念に則り、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 社会実験に関し、暴力団の排除に取り組むとともに、甲が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。
- (2) 社会実験の遂行に当たり、暴力団又は暴力団員等（暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）による不当な要求があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (3) 社会実験に関し、暴力団の排除に資すると認められる事情を知ったときは、甲に対し、当該情報を提供すること。

(善管な管理者の注意義務)

第13条 乙は、善良な管理者の注意をもって、社会実験を実施しなければならない。

2 乙は、社会実験の実施に当たって、自己の責めに帰すべき事由により社会実験の実施に係る土地を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状回復しなければならない。

3 前項の場合において、乙が正当な理由がなく社会実験の実施に係る土地を原状回復しない場合は、甲は、乙に代わってその土地を原状回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(許認可の取得等)

第14条 乙は、本協定に特別の定めがある場合を除き、社会実験の実施に必要な許認可等を、自己の費用及び責任において取得し、及び維持しなければならない。必要な届出についても、同様とする。

(再委託等)

第15条 乙は、社会実験の全部又は大部分を第三者に委託してはならない。

2 乙は、あらかじめ書面による甲の承諾を得て、かつ、前項の規定及び関係法令等の許容する範囲内

において、社会実験の一部を第三者に委託すること（以下この条において「再委託等」という。）ができるものとする。

- 3 乙は、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に再委託等をしてはならない。
- 4 乙は、再委託等については、全て乙の費用及び責任において行うものとする。
- 5 乙は、再委託等をした社会実験に伴い、再委託等の相手方について生じた事由について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 6 乙は、第2項の規定により再委託等をする場合は、募集関係図書及び提案書類の記載に従い、可能な限り、川崎市内に本店又は事務所を有する者に対して行うものとする。

（付保）

第16条 乙は、自己の費用及び責任において、提案書類に記載する種類及び内容の損害保険契約を締結するものとし、実施期間中、当該保険契約を維持するものとする。

（事業報告）

第17条 乙は、実施・利用状況その他の事業運営に係るデータの収集及び整理並びに利用者の満足度等に関するアンケート調査を実施し、次に掲げる事項を記録するとともに、奇数月末（3月は15日）までに、報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 利用状況（予約実績、利用実績等）に関する事項
- (2) 収支状況（事業計画・収支報告を含む）に関する事項
- (3) 利用者の事故や苦情等に関する事項
- (4) 利用者の満足度等に関するアンケート実施結果
- (5) 多摩川河川敷（登戸地区）におけるにぎわい創出等の新たな利活用に向けた課題等
- (6) その他、甲が要求水準等で指定する事項（区域の日常清掃や除草等）

第3章 社会実験の実施

（管理体制の構築）

第18条 乙は、利用者の利便性の向上、事故の発生の予防、事故発生時の迅速かつ円滑な対応等が図られるよう社会実験に関し、体系的な組織体制を構築し、甲に通知するものとする。

第4章 社会実験の中止

（社会実験の実施に係る土地の使用中止）

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙の社会実験の実施に係る土地の使用の中止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が本協定に定める義務を履行しない場合
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、本協定上の乙の義務の履行が不能となった場合
- (3) 甲に提出された提案書類その他の書面の重要な事項に虚偽の記載がある場合
- (4) 乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて、乙の取締役会でその申立等を決議した場合又は乙の債権者からその申立等がされた場合
- (5) 甲において、公用、公共用又は公益事業に供するため社会実験の実施に係る土地を必要とする場合
- (6) 乙が使用する社会実験の実施に係る土地の施設内において、公共施設の利用者へ支障が生じた場

合

(7) 前各号に掲げる場合のほか、乙が業務を継続することが適当でないと認められる場合

(甲による協定の解除等)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとする。

- (1) 乙が本協定に定める義務を履行しない場合
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、本協定上の乙の義務の履行が不能となった場合
- (3) 甲に提出された提案書類その他の書面の重要な事項に虚偽の記載がある場合
- (4) 乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて、乙の取締役会でその申立等を決議した場合又は乙の債権者からその申立等がされた場合
- (5) 乙の経営状況の悪化等により、社会実験を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- (6) 乙が暴力団又はこれらと関係している団体であると認められたとき。
- (7) 乙が組織的な違法行為を行った場合など、乙と共同して社会実験を継続することが社会通念上著しく不適切と判断されるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙と共同して実証実験を継続することが適当でないと認められるとき。

2 甲は、前項に基づいて本協定の解除を行おうとする際には、事前に次の事項について乙に通知するものとする。

- (1) 協定解除の理由
- (2) 協定解除までの猶予期間
- (3) その他必要な事項

3 第1項の規定により、本協定を解除し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその補償を負わない。

(乙による協定の解除等)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して本協定の解除を申し出ができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
- (3) その他甲の責めに帰すべき事由により乙が協定の解除を希望するとき。
- (4) 乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて、乙の取締役会でその申立等を決議した場合又は乙の債権者からその申立等がされた場合
- (5) 乙の経営状況の悪化等により、実証実験を継続することが不可能又は著しく困難になったとき。
- (6) 新型コロナウイルスなどの感染症拡大に伴い実証実験を実施、継続することが困難になったとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定する。

第5章 実施期間の満了時等の措置

(原状回復等)

第22条 乙は、実施期間が満了したとき（前章の規定により、社会実験の実施に係る土地の使用が中止されたとき及び協定が解除されたときを含む。）は、乙の費用及び責任において社会実験の実施に

係る土地を原状回復した上で、甲と立会いの上、甲又は甲の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、甲の承認を得たときにおける当該承認に係る部分については、この限りでない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく社会実験の実施に係る土地を原状回復しない場合は、乙に代わってその土地を原状回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

第6章 損害賠償

(乙の損害賠償義務)

第23条 乙は、本協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、甲の責めに帰すべき事由、不可抗力又は法令の変更によるものである場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、社会実験の実施に付随関連して、社会実験の実施に係る土地の全部又は一部を滅失し、又はき損することその他の行為によって何らかの損害を甲に与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(第三者に与えた損害の負担)

第24条 乙は、社会実験の実施に当たって、乙の責めに帰すべき事由により、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 前項の場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償をしたときは、乙は、甲に対し当該賠償額の補償をしなければならない。

第7章 知的財産権

(知的財産権の帰属)

第25条 社会実験で得られた知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利その他のノウハウ及び技術情報等を含む。著作権については、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び報告書に含まれる知的財産権は、甲と乙双方の共有のものとする。ただし、甲の承諾を得たものについてはこの限りではない。

2 乙は、社会実験で得られた知的財産権について、特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願する場合、甲と協議し同意を得なければならない。なお、出願等に係る費用は、乙の負担とする。

第8章 不可抗力

(不可抗力)

第26条 甲及び乙は、不可抗力により本協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置を取り、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、不可抗力により本協定上の義務の履行が不能若しくは著しく困難となった場合又は管理施設に重大な損害が生じた場合は、本協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するものとする。

第9章 雜則

(地位等の譲渡等の禁止)

第27条 乙は、社会実験の実施に関して生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができないものとする。

2 乙は、社会実験を実施するために自己の費用及び責任において設備、備品等を設置する場合は、実施期間中、当該設備、備品等を第三者(第15条の規定に基づく再委託等の相手方を除く。)に譲渡し、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は担保に供してはならない。

(合併等の報告等)

第28条 乙は、合併、分割その他これらに類する行為(以下「合併等」という。)をしようとするときは、あらかじめ書面にて合併等の内容、理由及び時期、並びに合併等により乙が受けることとなる影響その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2 乙は、合併等をしたときは、速やかに、合併等の事実を証する書面を添えて、その旨を甲に報告しなければならない。

(情報の公表)

第29条 甲は、次の各号に掲げる書類等を公表することができるものとする。

- (1) 本協定書
- (2) 第17条の規定により乙が作成し、甲に提出した事業報告書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が本協定の規定により甲に対して報告した事項

(承諾等の様式等)

第30条 本協定に関する甲乙間の承諾、届出等は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行うものとする。

2 乙が本協定の定めるところに従い甲に提出した報告書その他の書面及び図面の著作人格権については、それが甲に対して主張、行使等がされないように責任をもって措置するものとする。

(解釈)

第31条 乙は甲が本協定の定めるところに従い書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求め、若しくは受けたことをもって、甲が乙の責任において行うべき管理業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(裁判管轄)

第32条 本協定に関連する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(信義則)

第33条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第34条 本協定に定める事項に関し疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名 称 川崎市
所在地 川崎市川崎区宮本町1番地

代表者 川崎市長 福田 紀彦

乙 名 称
所在地

代表者